

横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会  
審査報告書

令和元年9月10日

## 1 経緯

横浜市山内図書館の指定管理者の選定にあたり、横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行ってきました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

## 2 選定委員会 選定委員

委員長	藤崎	晴彦	（横浜市立大学国際商学部准教授）
委員	小澤	朋人	（公認会計士・税理士）
	金沢	みどり	（東洋英和女学院大学人間科学部教授）
	姜	文江	（弁護士）
	渡辺	順子	（株式会社VM 代表取締役社長）

## 3 選定経過

年月日	項目
令和元年6月14日(金)	◎第1回選定評価委員会 （公募・選定スケジュール、公募要項及び業務要求水準書等について、面接審査について）
令和元年6月25日(火)	公募要項等の配布開始
令和元年7月1日(月)	現地説明会及び応募者説明会
令和元年6月25日(火) ～令和元年7月10日(水)	公募要項等に関する質問受付
令和元年7月17日(水)	公募要項等に関する質問回答
令和元年7月24日(水) ～令和元年8月2日(金)	応募書類の受付

令和元年 8 月 23 日 (金)	◎第 2 回選定評価委員会 (選定にかかわる事項及び応募書類について)
令和元年 8 月 28 日 (水)	◎第 3 回選定評価委員会 (面接審査の実施)
令和元年 9 月 10 日 (火)	◎第 4 回選定評価委員会 (指定候補者の決定等)

◎は選定評価委員会

## 4 審査結果

### (1) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市山内図書館指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた評価基準項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行い、指定候補者の選定を行いました。

審査は 200 点を各評価基準項目に配分し、各委員が評価基準項目ごとに採点した上で、その合計点(1000 点満点)を審査得点としました。また、最低基準点を総得点の 7 割である 700 点、かつ評価基準項目の各大項目の得点が 6 割以上としました。

なお、応募団体は、前指定管理期間における指定管理者の 1 団体のみであったため、評価基準であらかじめ定めた通り、前指定管理期間の指定管理業務の実績評価は実施しませんでした。

### (2) 応募者の資格(制限)について

応募のあった団体について、公募要項に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無については、問題がないことを確認しました。

## 公募要項(抜粋)

### 5 公募及び選定に関する事項

#### (5) 応募条件等について

##### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。(以下「団体」という)

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更正・再生手続き中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること  
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式62）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (ケ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

#### (3) 選定評価基準項目、配点（詳細は別紙1を参照）

選定評価基準項目	配点	最低基準
団体の状況	200	120
職員配置・育成	100	60
施設の管理運営に係る業務	600	360
収支計画及び指定管理料	100	60
合計	1,000	700

#### (4) 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者 有隣堂グループ（株式会社有隣堂、三洋装備株式会社）

#### (5) 審査得点

	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	計
団体の状況	35	37	39	32	36	179
職員配置・育成	18	16	16	17	16	83
施設の管理運営に係る業務	100	102	88	96	92	478
収支計画及び指定管理料	16	12	16	12	16	72
<b>得点</b>	<b>169</b>	<b>167</b>	<b>159</b>	<b>157</b>	<b>160</b>	<b>812 点</b>

## 5 審査講評

応募団体は1団体（有隣堂グループ）でした。当該団体の審査講評は、次のとおりです。

### （1）評価した点

・これまでに定着した読書活動推進の取組を継続する一方、子育て相談会場での出張おはなし会や、青葉区の農産物を生かしたイベントなど、子どもから大人までを対象にした、14件に及ぶ新規事業の提案があった。イベントにより利用者を増やし、読書活動の推進に取り組む姿勢は評価できる。

・市民ボランティアのさらに学びたいという要望に応え、読み聞かせや図書修理のスキル向上をはかるステップアップ講座などの充実や、図書館をサポートしたいという市民が、活動内容によってチームをつくり、活躍する場を提供する新たな提案（『大人の倶楽部活動』）に工夫がみられた。ボランティア活動が「業務請負型」ではなく、市民が自ら学ぶ姿勢を応援する「生涯学習型」の推進を目指していることは評価できる。

・区内の地域ケアプラザや地区センターなどと連携した図書館利用促進など、さらなる地域連携への意欲がみえた。市民と協働して地域資料のデジタル化を行う提案（『あおば映像・画像ライブラリー』）など、地域情報拠点としての役割を強化する取組も評価できる。

・地域書店、地域資料出版社であるという特徴を生かし、作家を招いた講演会などの提案があり、評価できる。

・広報手段として、デジタルサイネージなどの新しい取組は評価できる。

### （2）これからの課題

・地域との連携では、山内図書館から離れた地域でのイベント等の提案が少なかった。遠方の人、障害がある人などの来館が難しい人、利用頻度の低い利用者を取り込むような取組に期待する。

・新規事業に対応できるよう、司書の新たな能力開発にも積極的に取り組んでほしい。

・防災については、高齢者などが非常時に不安なく行動できるよう、利用者参加

型訓練をぜひ実施してもらいたい。

・事業の広報活動では、展開する事業の利用者層に適した手法や媒体を使い分ける工夫が望まれる。ウェブサイトについては、児童、中高生、成人、高齢者、特別な支援を必要とする利用者など、各利用者層のニーズや特性に応じたコンテンツを充実させ、更新頻度に留意して常に新しい情報を提供することで、地域社会への情報発信に積極的に努めてほしい。

・省エネルギー推進の観点から、光熱費の管理には十分留意してほしい。

## 6 総評

横浜市では、平成 26 年 4 月から「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」が施行され、条例に基づき「横浜市民読書活動推進計画」が策定された。横浜市内山内図書館第 3 期の指定候補者の選定においては、民間ノウハウ・民間能力の發揮により、地域の情報拠点機能の強化及び市民の読書活動の推進を実現していくという視点から審査を行った。

1 団体からの応募があり、厳正なる審査の結果、指定候補者として有隣堂グループを決定した。有隣堂グループの提案は、本市の施策を踏まえ、また青葉区の地域性、独自性に根ざした具体性のあるものであり、地域の読書活動推進に向けて有効性があると考えられる。

有隣堂グループにおいては、3 期目の事業者として、これまで築いてきた市民や地域との関係を継続して一層深め、地域の読書活動の推進に努めてもらいたい。

横浜市においては、指定管理者との協議等を通じ、提案内容の実効性を高めるための支援に努めてもらいたい。また、今回の選定では、応募が現指定管理者の 1 団体のみであったが、複数団体の応募があるような指定管理者選定のあり方についても今後検証してもらいたい。





項目	審査の視点	配点
<b>1 団体の状況</b>		(小計) 40
団体の理念・基本方針・財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
	団体の財務状況が健全か。(指定管理者として安定的・継続的な運営が確保されるか)	10
業務実績	団体の業務実績が、本指定管理業務遂行上有効であるか。	10
応募理由	市内図書館の設置目的及び図書館の役割を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であるか。 施設運営に熱意が感じられるか。	5
市内中小企業等であるか	事業内容が施設の特性に適した、市内中小企業等であるか。 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。 ・市内中小企業 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体	10
<b>2 職員配置・育成</b>		(小計) 20
職員配置	図書館業務実施のために必要な人員数及び相応しい人材を確保し、適切に配置しているか。 施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画になっているか。	10
	図書館サービスの水準の維持のために適切な司書有資格者数を配置しているか。(※業務要求水準書で指定する司書有資格者率64%)	5
育成	職位、職務内容に応じた研修及び接遇等、職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
<b>3 施設の管理運営に係る業務</b>		(小計) 120
図書館業務	(図書館業務 計)	75
基本的な考え方	業務要求水準書で示した「市内図書館の管理運営に関する基本的な考え方」を踏まえた考え方であるか。 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」及び「横浜市民読書活動推進計画」を踏まえた考え方であるか。 民間ノウハウ・民間能力の発揮による図書館サービスの向上を目指した考え方であるか。	10
基幹的なサービス	貸出・返却・予約・参考業務等、基幹的なサービスについて、安定した確実で迅速なサービス提供のための体制及び取組が提案されているか。	10
蔵書構築	図書の選定・廃棄に関する業務に関して、司書有資格者を含む複数の職員による選定体制が整っているか。	5
	地域資料の収集について、地域資料の情報収集及び実際の収集に関する体制が提案されているか。	5
地域情報拠点機能の強化	地域情報拠点の機能強化について、地域特性等を反映し、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
読書活動推進のための取組	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進について、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
	成人の読書活動の推進と担い手の拡大について、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
	読書活動の拠点の強化と連携について、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
図書取次サービス	安定した確実なサービス提供のための取組の提案がなされているか。	5

項目	審査の視点	配点
施設管理		(施設管理 計) 25
施設及び設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画になっているか。 読書環境充実のための施設設備改修等について、快適な読書空間提供の提案がなされているか。	10
小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
事故防止体制・緊急時に対する取組	事件・事故の防止対策が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
防災に対する取組	市（区）防災計画を参考とした、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	5
その他		(その他 計) 20
個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の管理方法・体制・保護方策、情報公開について、適正な理解に基づいた、適切な取組がなされているか。	5
	図書館業務における個人情報の取扱、保護方策等について、個人情報保護に対する適正な理解に基づいた、適切な取組がなされているか。	5
利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等への対応やこれらに対する改善方法に具体性があるか。	5
人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	人権尊重、ヨコハマ3R夢プランなど本市の重点施策を踏まえた取組となっているか。 市内中小企業振興条例の主旨を踏まえた取組となっているか。	5
4 収支計画及び指定管理料		(小計) 20
指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10
施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10
合計		200

前指定管理期間の指定管理業務の実績 ※応募法人が前指定管理期間における指定管理者のみの場合は行わない。	±10
前指定管理期間における実績が優れているか（加点・減点で配点）。	
小計	±10

※ 審査の結果、得点が同点の場合は、「3施設の管理運営にかかる業務」の「図書館業務」の得点が高い団体を上位とします。

※ 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める以下の最低基準を満たすことが必要です。応募団体が1団体のみの場合であっても、最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。

<最低基準>  
得点の合計が7割以上、かつ、各大項目（1団体の状況、2職員配置・育成、3施設の管理運営に係る業務、4収支計画及び指定管理料）の各得点が、6割以上とする。